

参 考

【第1章】災害時の保健医療活動（食支援活動及び行政栄養士の役割）

1 大規模災害時における保健医療活動

大規模災害が発生した場合、都道府県は速やかに災害対策本部の下に、災害対策に係る保健医療活動の総合調整を行うための本部（以下、「保健医療調整本部」。）を設置する。

（1）保健医療調整本部（福祉保健部）

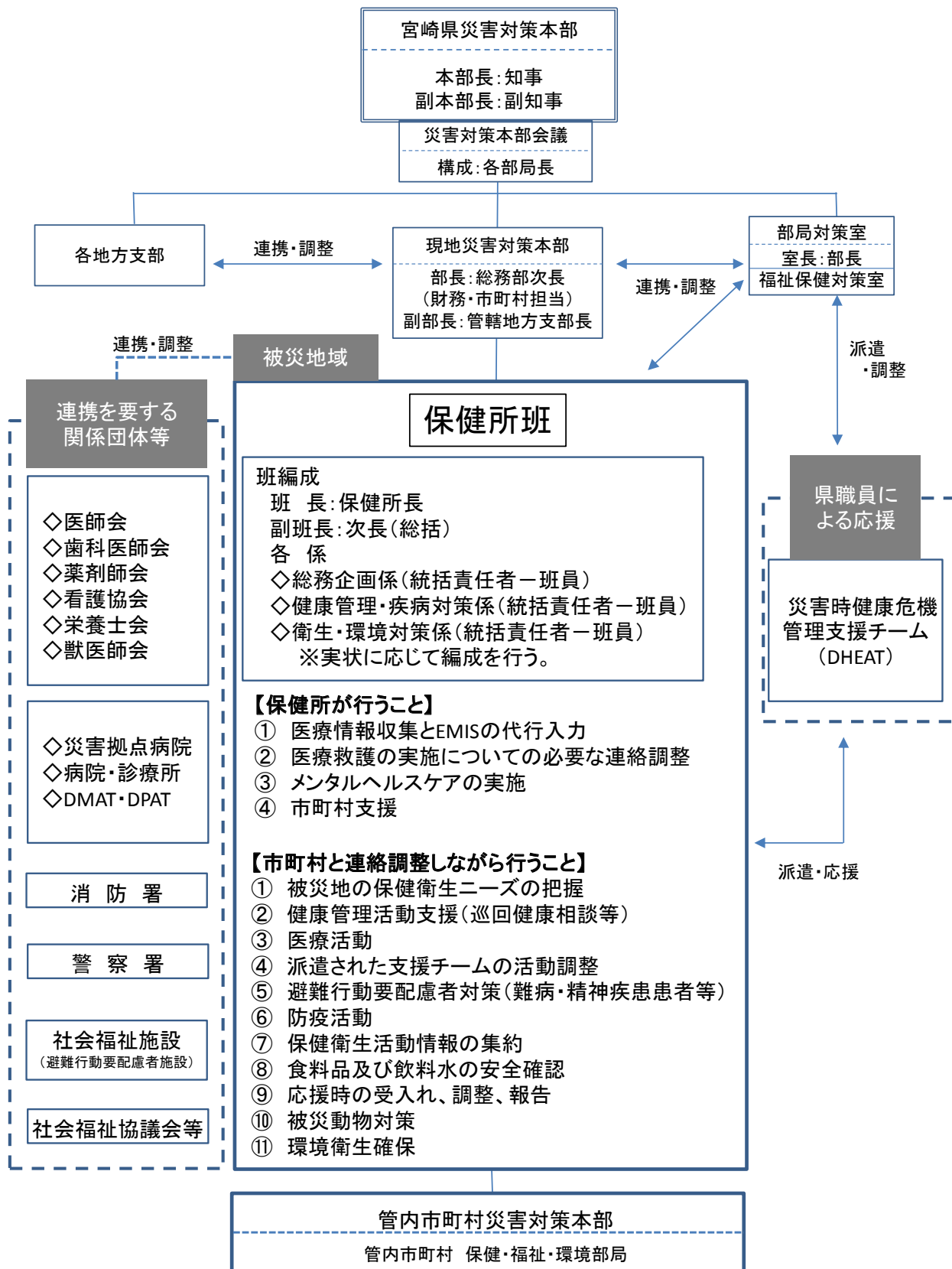
- ・保健医療活動チームの派遣調整（保健所と調整を図る。緊急時はその限りではない）
- ・保健医療活動に関する情報連携、保健活動に係る情報の整理及び分析等、保健医療活動の総合調整
- ・保健医療活動チームの連絡窓口

	部 署	管轄する主な保健活動 チーム等
災害対策本部 （保健医療調整 本部）	福祉保健部 福祉保健課	災害時健康危機管理支援チーム （DHEAT）、自治体保健師・栄養士 等の派遣調整
	医療薬務課	医療チーム（DMAT、JMAT）、薬 剤師チーム、災害支援ナース等
	長寿介護課	リハビリテーション支援チーム （JRAT）
	障がい福祉課	災害派遣精神医療チーム（DPAT）
	衛生管理課	給水チーム
	健康増進課	日本栄養士会災害支援チーム （JDA-DAT）、歯科医師チーム等

（2）保健所

- ・保健医療調整本部と連携し、保健医療活動チームの派遣を調整
- ・保健医療活動チームに対し、市町村と連携して保健医療活動に係る指揮・連絡、避難所等への派遣を調整
- ・市町村及び保健医療活動チームに対し、活動内容及び収容した被害状況、保健医療ニーズ等を把握（保健所、市町村及び保健医療活動チームによる連携と情報共有）
- ・日々変化する管内の被災状況やニーズ、活動状況について保健医療調整本部へ報告
- ・保健医療活動の記録及び報告の作成（様式1～9）
- ・地域災害医療対策会議等の設置・運営

災害対策本部地方支部における保健所の位置づけ



保健医療活動チームの一例

支援チーム・団体名	編成内容	主な派遣場所	主な活動内容
DMAT(災害派遣医療チーム)	医師1名、看護師2名、事務連絡員1名	被災地の災害拠点病院等	本部活動、病院支援・病院避難、避難所スクリーニング、診療、ロジスティクスサポート
日本赤十字社	医師1名、看護師3名、事務連絡員2名(薬剤師が加わる場合がある)	被災地の避難所等	①医療救護や巡回診療、医療ニーズの調査等 ②日赤災害医療コーディネートチームの派遣、関係機関等との活動調整 ③こころのケア活動 ④医療支援要員の派遣 ⑤避難所における健康支援活動
JMAT(日本医師会災害医療チーム)	医師1名、看護職員2名、事務連絡員1名	被災地の避難所等	①避難者に対する医療、健康管理 ②避難所等の公衆衛生対策:感染症対策、避難者の健康状態、食生活の把握と改善 ③在宅患者の医療、健康管理 ④派遣先地域の医療ニーズの把握と評価 ⑤医療支援が行き届いていない地域(医療支援空白地域)の把握、及び巡回診療等の実施 ⑥現地の情報収集・把握、共有 ⑦被災地の医療関係者間の連絡会の設置支援 ⑧患者移送 ⑨再建後の被災地医療機関への引継ぎ
国立病院機構	医療班:医師1名、看護師2名、事務職1名(薬剤師等1名)	避難所等	避難所等での医療救護活動を実施
DPAT(災害派遣精神医療チーム)	精神科医師、看護師、業務調整員(ロジスティクス)の職員を含めた数名	被災地の精神科医療機関、避難所等	被災者等の心のケアのため、被災した精神科医療機関からの患者搬送や避難所の巡回、支援者の支援等
JRAT(大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会)	リハビリテーション専門職(作業療法士、理学療法士等)	被災地の避難所等	JMATの指示の下、都道府県JRATを中心として、県内医療機関等と共同して活動。全国的な連携調整・情報収集により、リハビリテーションの立場から避難所等を支援
日本歯科医師会	歯科医師、歯科衛生士	避難所等	被災地の避難所等における歯科保健医療の提供及び口腔の健康管理を実施
日本薬剤師会	薬剤師3名	避難所に設置された救護所	救護所における調剤、避難所における一般用医薬品の供給・管理、避難所の衛生環境への助言・指導
日本看護協会 災害支援ナース	看護職2～4名(1チーム3泊4日の活動)	都道府県、市町村から要請を受けた避難所	負傷した人の創傷処置、避難所の環境整備、手洗い指導等の感染症対策、体調不良者の受診支援や医療チームへの橋渡し等(避難所で24時間常駐による活動)
日本栄養士会	日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)のメンバーを中心とした管理栄養士・栄養士	避難所	避難所巡回による栄養・食生活支援、避難所への支援物資の運搬、その他連絡調整、情報収集等
日本食品衛生協会	日本食品衛生協会役職員、都道府県食品衛生協会役員、食品衛生指導員	避難所	食中毒・感染症予防のため被災された方々への衛生用品の配布及び衛生指導
AMAT(全日本病院協会災害時医療支援活動班)	医師1名、看護師1～2名、事務職員1～2名	被災地の災害拠点病院等	①当直業務支援 ②避難所巡回診療活動
日本病院薬剤師会	①病院薬剤師 ②病院薬剤師、事務連絡員	①病院 ②県庁等(医療救護調整本部等)	①災害により人的・物的被害を受け、又は近隣医療機関の被災により診療時間が延長になり、薬剤師の応援を必要とする医療機関で薬剤師の業務を行う ②医療救護調整本部に常駐し、又は救護所、医療機関を訪問し、被災地における薬剤師のニーズを調査する。
日本介護福祉会(DCAT)	介護福祉士等	被災地の介護施設・事業所、避難所等	被災した介護施設への緊急派遣や避難所での災害救援ボランティアの活動等により、介護ニーズをもつ要援護者を支援
日本認知症グループホーム協会	介護職員	グループホーム	現地の情報収集、職員不足のグループホームの支援
全国グループホーム団体連合会	介護職員、看護職員	小規模多機能型居宅介護施設	被災した周辺の事業所への食料などの物資の届出

《被災地からの要請に基づき支援可能な自治体あるいはその他支援関係団体との派遣調整を厚生労働省が行ったもの》

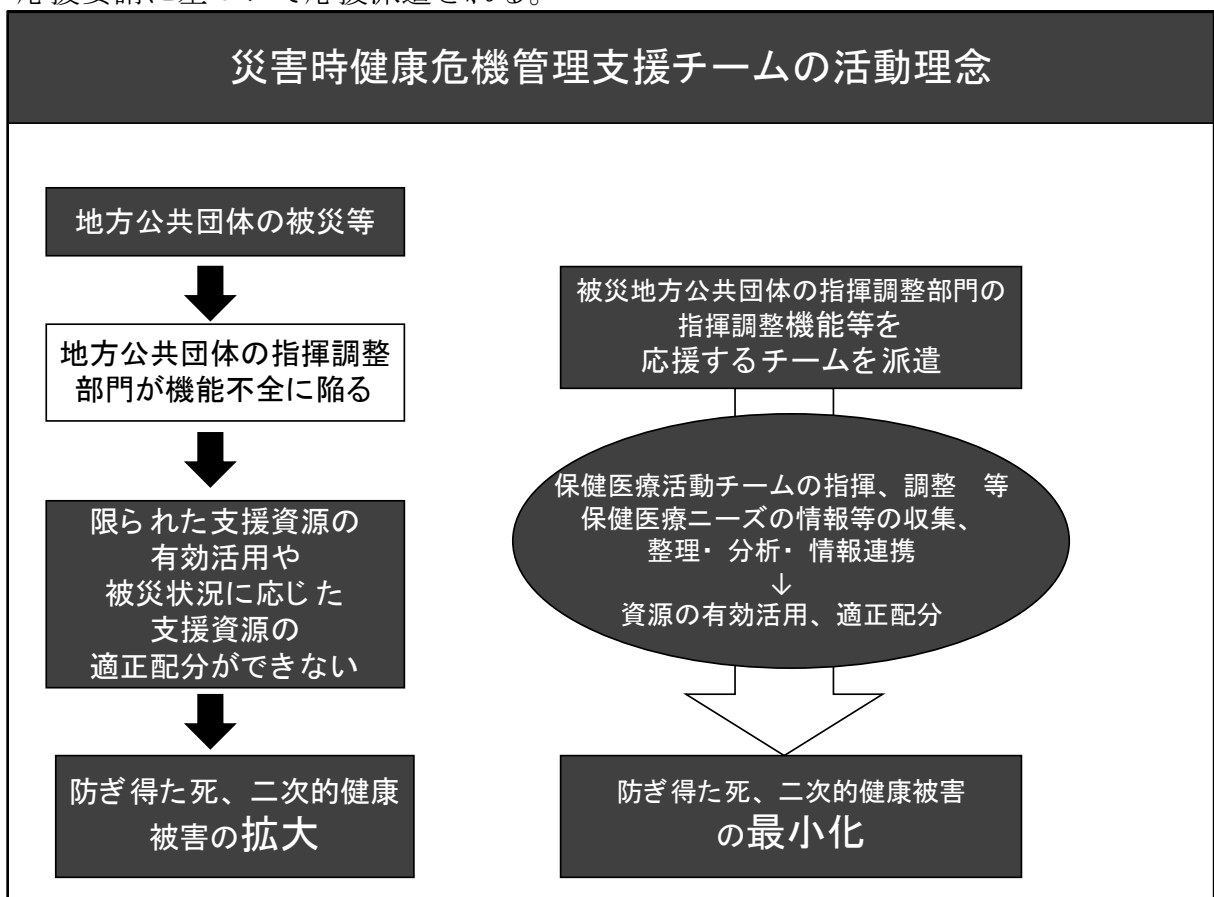
熊本県及び熊本市からの要請による自治体保健師等の派遣調整	自治体保健師・管理栄養士	派遣要請のあった市町村又は保健所	自治体保健師等の他、県・市からの要請に基づき、派遣された自治体保健師等を加えたチームにより、避難所や公園、駐車場等を巡回し、感染症予防の指導、健康状態の把握、栄養指導、こころのケア等を実施
応急給水チーム[自治体職員(水道事業者)などの応援派遣の調整]	自治体水道関係職員2名、給水車1台	断水地域の主要施設(役場・学校・公民館等)	応急復旧が完了するまでの被災者に対する給水車や給水タンクを用いた応急給水等
応急復旧チーム[自治体職員(水道事業者)等の応援派遣の調整]	自治体水道関係職員4名、管工事業者6名	被災地全域	水道施設の応急復旧のための漏水調査・修繕工事等
社会福祉施設に対する福祉人材の応援	介護福祉士のほか、ソーシャルワーカー等も含めた、被災地の社会福祉施設において必要とされた福祉人材	被災地の社会福祉施設(福祉避難所として指定されている施設も含む)	社会福祉施設への要援護者の受け入れ等に伴い必要となる支援を実施

引用：熊本県災害時栄養管理ガイドライン H30.3

2 災害時健康危機管理支援チーム「DHEAT」

(1) DHEAT の概要及び活動理念

- ・豪雨、地震、津波、噴火等による災害が発生した場合、被災地方公共団体の指揮調整部門が混乱し、限られた支援資源の有効活用や被災状況に応じた支援資源の適正配分ができないため、健康危機管理対応が困難になることが懸念される。
- ・各都道府県においては、災害対策本部の下に、保健医療調整本部を設置するとともに、保健所において、保健医療活動チームの指揮又は調整等を行うほか、保健医療ニーズ等の収集及び整理・分析を行うなど、大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備の推進が図られている。（「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」平成29年7月5日厚生労働省通知）。
- ・被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所の指揮調整機能等への応援のために、災害発生時の健康危機管理に係る指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員を中心とする編成が行われ、被災都道府県からの応援要請に基づいて応援派遣される。



(2) DHEAT 活動の枠組

ア DHEAT 活動の基本

- ・災害が発生した際に、被災都道府県以外の都道府県等の職員が被災都道府県に応援派遣され、保健医療調整本部及び保健所の指揮調整機能等を応援する。

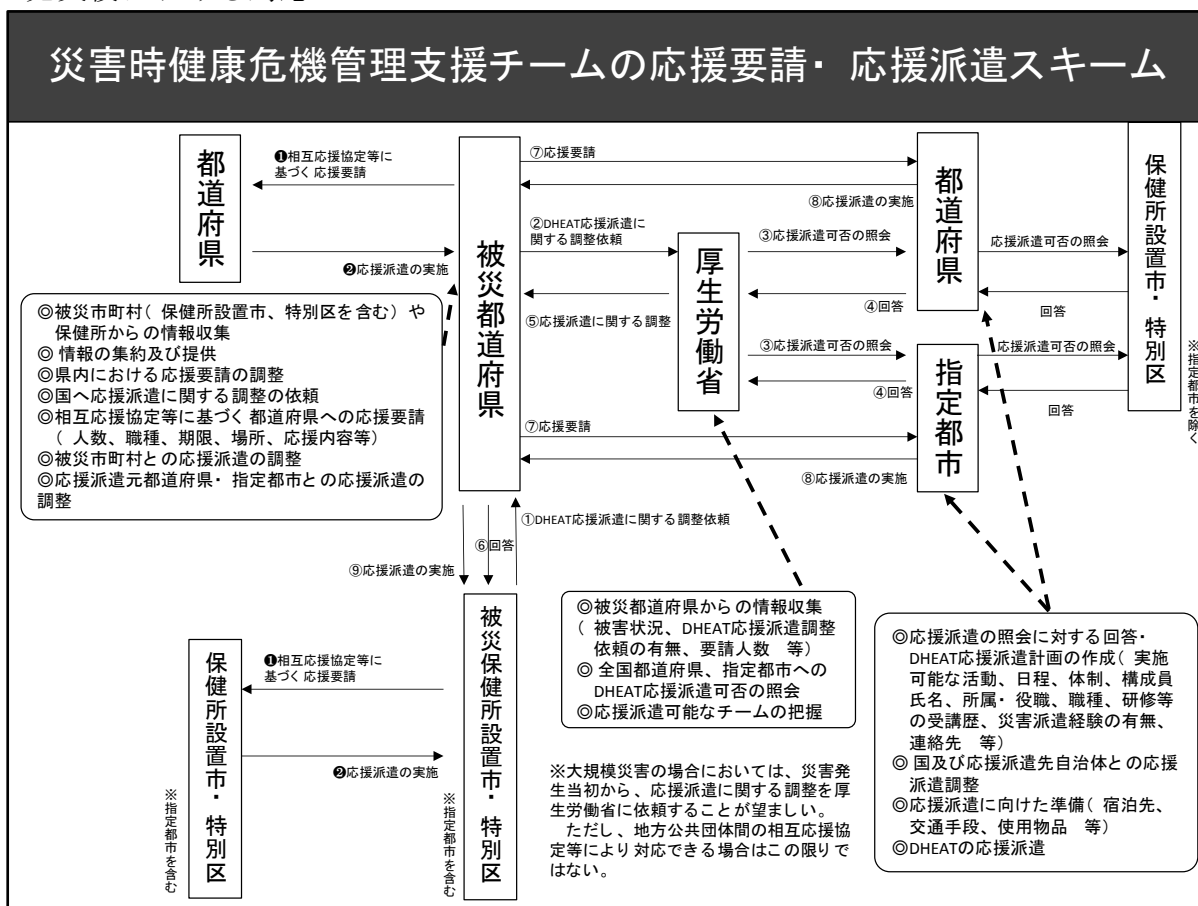
- ・保健所では、保健所の指揮のもと、所管市町村に対する保健医療活動の指揮調整機能等を支援する。
- ・1班あたりの活動期間は1週間以上を標準とする。
- ・被災地の交通事情やライフラインの障害等、あらゆる状況を想定し、交通・通信手段、宿泊、日常生活面等で自立して行動する。

イ DHEAT の編成

- ・都道府県及び指定都市の職員により編成する。
- ・指定都市以外の保健所設置市又は特別区が編成した DHEAT の班をチーム編成に追加し、又は同職員を DHEAT 構成員に追加することができる。
- ・専門的な研修・訓練を受けた下記の都道府県等職員の中から、1班あたり5名程度で構成する。

医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、臨床検査技師、管理栄養士、精神保健福祉士、環境衛生監視員、食品衛生監視員、その他の専門職、業務調整員

(3) 発災後における対応

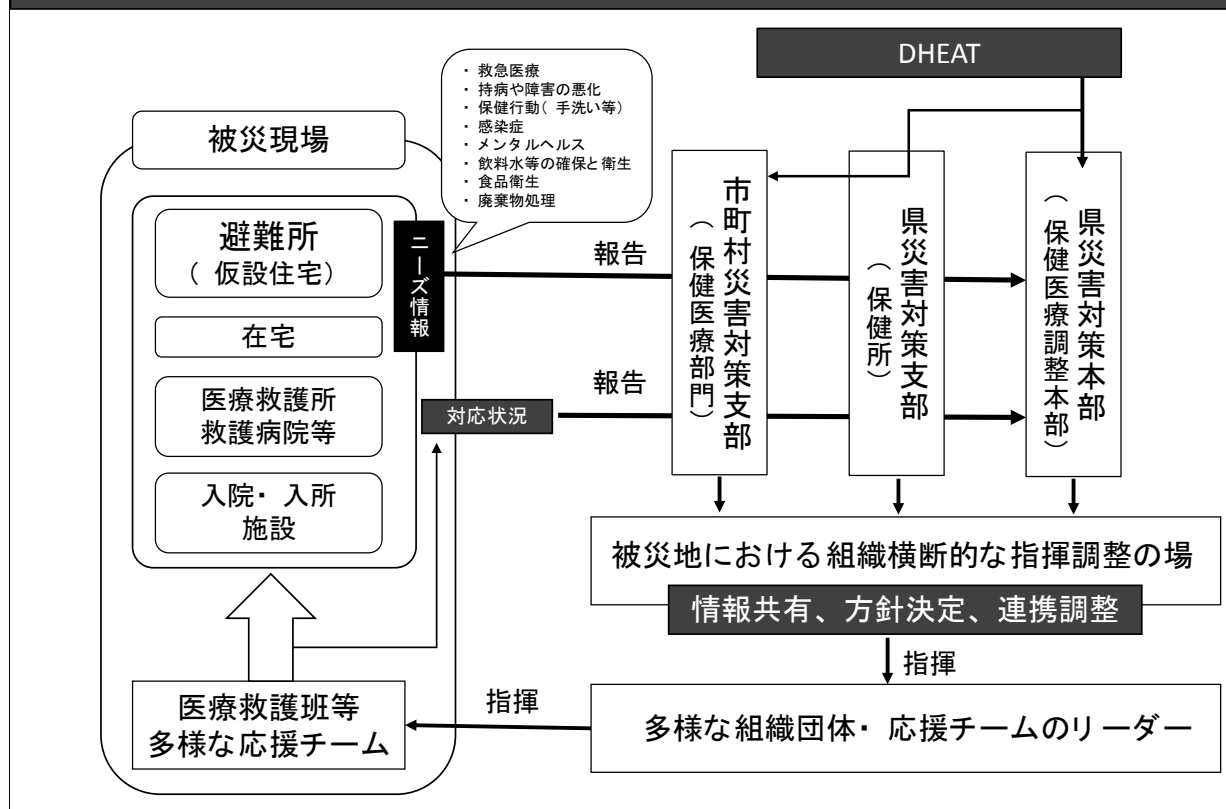


(4) DHEAT の活動内容

ア DHEAT の任務

- ・被災都道府県が担う超急性期から慢性期までの「医療対策及び避難所等における保健衛生対策と生活環境衛生対策等」に係る情報収集、分析評価、連絡調整等の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう、被災都道府県の保健医療調整本部及び保健所を応援する。

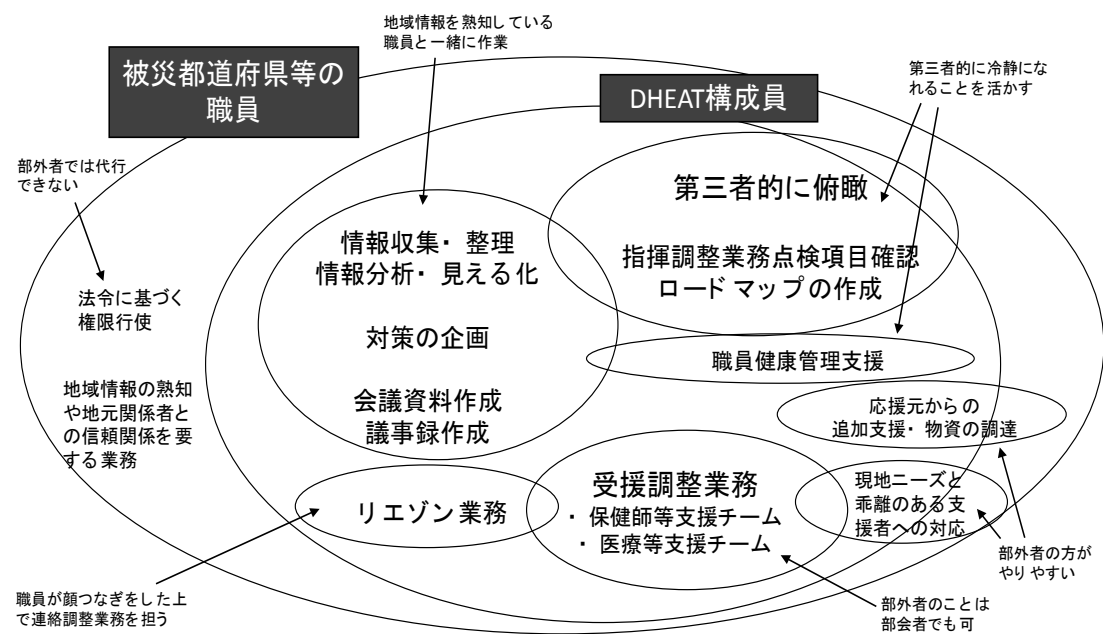
- 災害現場から 指揮調整部門への一元的な情報収集と、指揮調整部門から現場への指示と情報伝達のラインを構築
- 分析評価され、見える化された情報をもとに多様な組織団体等に対する組織横断的な指揮調整



DHEATの活動内容

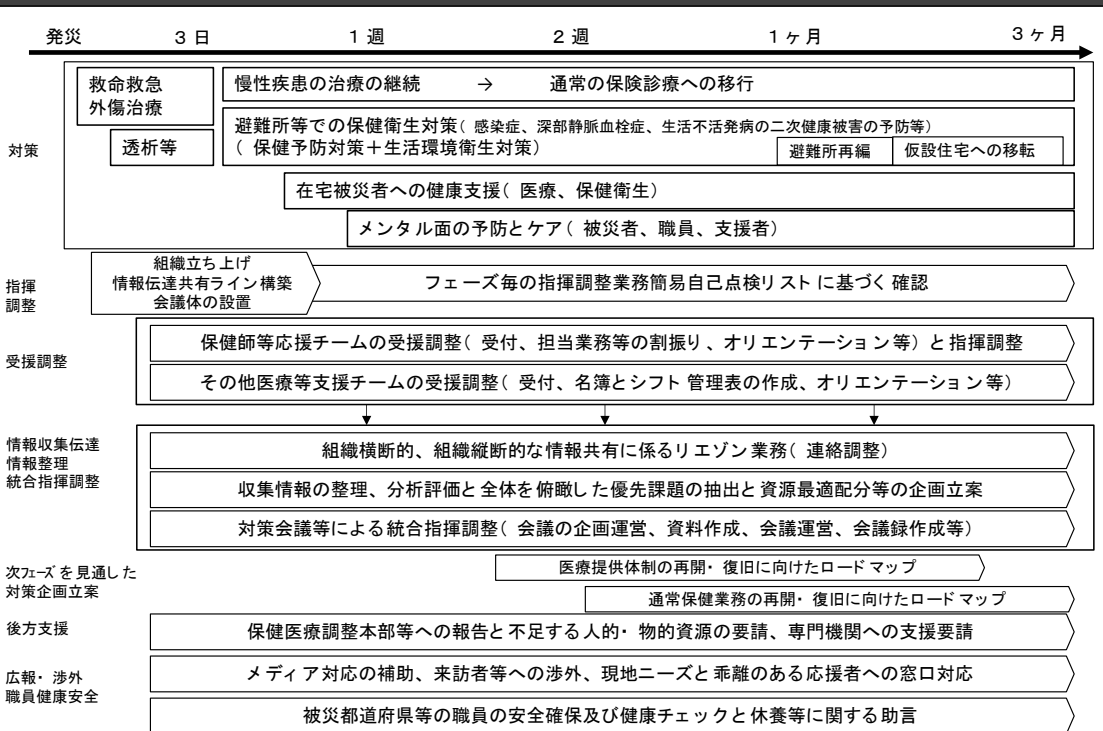
ODHEAT構成員による応援の在り方

被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の職員は、法令に基づく権限の行使のほか、地域情報の熟知や地元関係者との信頼関係を要する業務を担い、DHEATの構成員はそれ以外の業務及び第三者性を活かした業務を担うなど、それぞれの特性を活かした業務を担う。



DHEATの活動内容

ODHEAT構成員が応援する被災都道府県等による指揮調整業務



【第2章】平常時の食支援活動（活動のプロセスと留意点）

1 食料調達部門、衛生部門との連携

食料調達部門、保健部門、衛生部門がお互いの役割を理解し、円滑な食料供給、炊き出し等の運営が行われるよう、平常時から情報や意見交換の場を設け、関係を構築しておく必要がある。

市町村行政栄養士は、①市町村地域防災計画における行政栄養士の位置づけ、②備蓄食料等の種類や量・保管場所・輸送体制、③協定を締結している企業や団体、④炊き出し体制の整備、⑤要配慮者の把握方法等について整理しておく必要がある。

県行政栄養士は、市町村における平常時の活動を支援するとともに、県地域防災計画における食料調達、衛生管理等について確認、さらに「宮崎県保健所災害時対応マニュアル」における、健康管理・疾病対策系のフェーズ毎の活動について整理しておく。

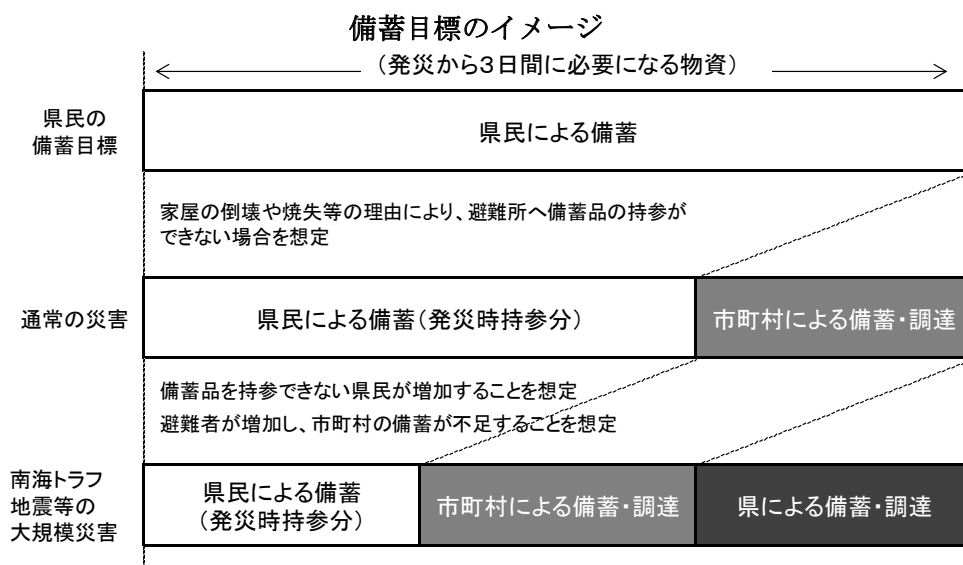
2 被災者全体の食支援活動整備

災害に必要な物資は県民自らが備蓄し、避難所などに避難する際には持参することを基本とするが、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際には、家屋倒壊や焼失等により備蓄した物資を避難所等に持参できない県民が発生することが想定されることから、県及び市町村は被災者などの保護を行うため最低限必要な物資を備蓄する。

宮崎県備蓄基本指針では、市町村は「想定する被災の発災から3日目までの必要量のうち、最低3分の1の物資を現物備蓄及び流通備蓄※により調達するよう努める」とされている。県は、避難所避難者等の支援に必要不可欠な物資として、「食料、育児用調整粉乳、毛布等、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレ」を優先して計画的に現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める必要があり、また、市町村からの要請等に応じて物資を供給できるよう、現物物資や流通物資からの調達に努めることになる。

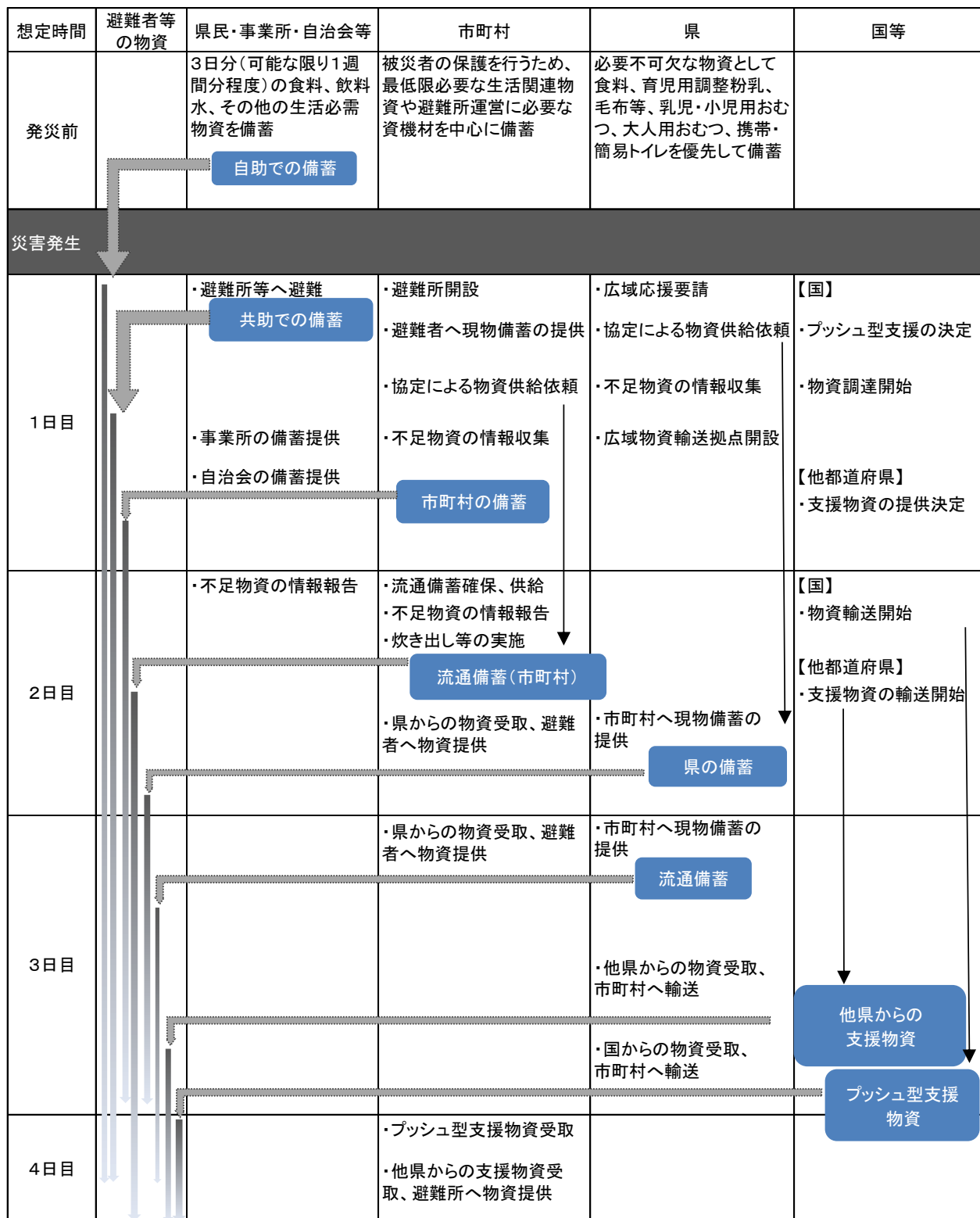
※流通備蓄：協定等による民間事業者からの物資調達

以下に物資目標のイメージ図と物資確保に関するタイムラインを示す。



引用：宮崎県備蓄基本指針（H28.12）

災害発生時の物資確保に関するタイムライン



引用：宮崎県備蓄基本指針（H28.12）

行政栄養士は、地域防災計画に基づく食料・飲料水の備蓄状況（内容、量、場所等）を定期的に把握しておく必要がある。

3 県から市町村への支援体制

(1) 県の現物備蓄の輸送

個人の備蓄や市町村の備蓄が不足する場合などにおいて、市町村より要請があった場合には、県は現物備蓄を提供する。

災害救助法対応備蓄物資の状況（宮崎県）

種類	物資名	規格等	単位	備蓄場所						合計	
				日本赤十字社宮崎県支部	県消防学校	延岡総合庁舎	小林総合庁舎	都城総合庁舎	西臼杵支庁舎		小林市八幡原市民総合センター
食料・水	アルファ米 (100g以上)	山菜おこわ	袋	1,500							1,500
		味付き	袋							13,950	13,950
		わかめ	袋	2,000							2,000
		田舎ごはん	袋	2,000							2,000
		五目ごはん	袋	750							750
		ドライカレー	袋	750							750
	アルファ米(要配慮者)	小梅がゆ	袋	1,820						1,450	3,270
	保存パン	缶詰(黒糖)	缶	960							960
		缶詰(チョコチップ)	缶	960							960
		袋入り	袋							450	450
	クリーム入りサンドビスケット	5枚入り×3袋/1袋	袋	2,040							2,040
	保存飲料水	2リットル	本	2,172				504	240	4,200	7,116
	ドライミルク	スティック(13g×10本)	本							1,800	1,800
		アレルギー除去(800g)	缶							32	32
台所用品等	携帯用浄水器		個	1,000							1,000
	紙コップ		個	19,000				10,000			29,000
	食器	ペーパーボウル	個					10,000			10,000
		紙皿	枚	18,000							18,000
		おわん(発砲どんぶり)	個					10,000			10,000
	紙ボウル		個	16,000						16,000	
	割り箸		膳					10,000			10,000
	スプーン・フォーク	スプーンセット箸付き	個					1,000			1,000
		カラースプーン	個	12,000							12,000
		カラーフォーク	個	12,000							12,000
	折り畳み式ポリタンク	10リットル	個	620			200	200			1,020
寝具等	組立式トイレ	台		15	5					20	
	毛布	枚			300	300	300	100	6,200	7,200	
	タオルケット	枚			200		200			400	
	ゴザ	枚	37		100					137	
	アルミロールマット	枚	300							300	
	ブルーシート	枚	750		300	300	300	120		1,770	

種類	物資名	規格等	単位	備蓄場所							合計
				日本赤十字社宮崎県支部	県消防学校	延岡総合庁舎	小林総合庁舎	都城総合庁舎	西臼杵支庁舎	小林市八幡原市民総合センター	
衣類	ジャージ		枚	733							733
	Tシャツ	Mサイズ	枚	500							500
		Lサイズ	枚	500							500
	コンパクト肌着セット	男性用	セット	1,281							1,281
		女性用	セット	1,276							1,276
	雨カッパ		枚	1,100		200					1,300
衛生用品	ほ乳瓶		本	50							50
	紙おむつ(幼児用)	Sサイズ	枚							1,640	1,640
		Mサイズ	枚							3,016	3,016
		Lサイズ	枚							1,496	1,496
	紙おむつ(大人用)		枚							100	100
	ボックストイレ	5セット/1箱	セット	25							25
	サニタクリーン便袋	240枚/1箱	枚	4,080		2,000		2,000			8,080
	サニタクリーン便袋(和式セット)	20枚/1セット	枚	80							80
	スケットイレ			15							15
日用品	携帯・簡易トイレ	100回分/1箱	回分							122,000	122,000
	バスタオル		枚			200					200
	液状歯磨き剤		個	250							250
	義歯洗浄剤		個	57							57
	歯ブラシ		本	200							200
	日用品セット		セット			200	200	400			800

(注) 1 コンパクト肌着セット(男性用)は、Tシャツ、ブリーフ、靴下、タオル入り
2 コンパクト肌着セット(女性用)は、Tシャツ、ショーツ、靴下、タオル入り
3 日用品セットは、小型石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、シャンプー、洗濯用洗剤、タオル、ひげ剃り、透明用ゴミ袋を各1個、携帯用ティッシュ5個入り
4 スプーンセット箸付きは、ステンレス製スプーン、フォーク、ナイフセット、スチロール製箸、ビニールケース付き

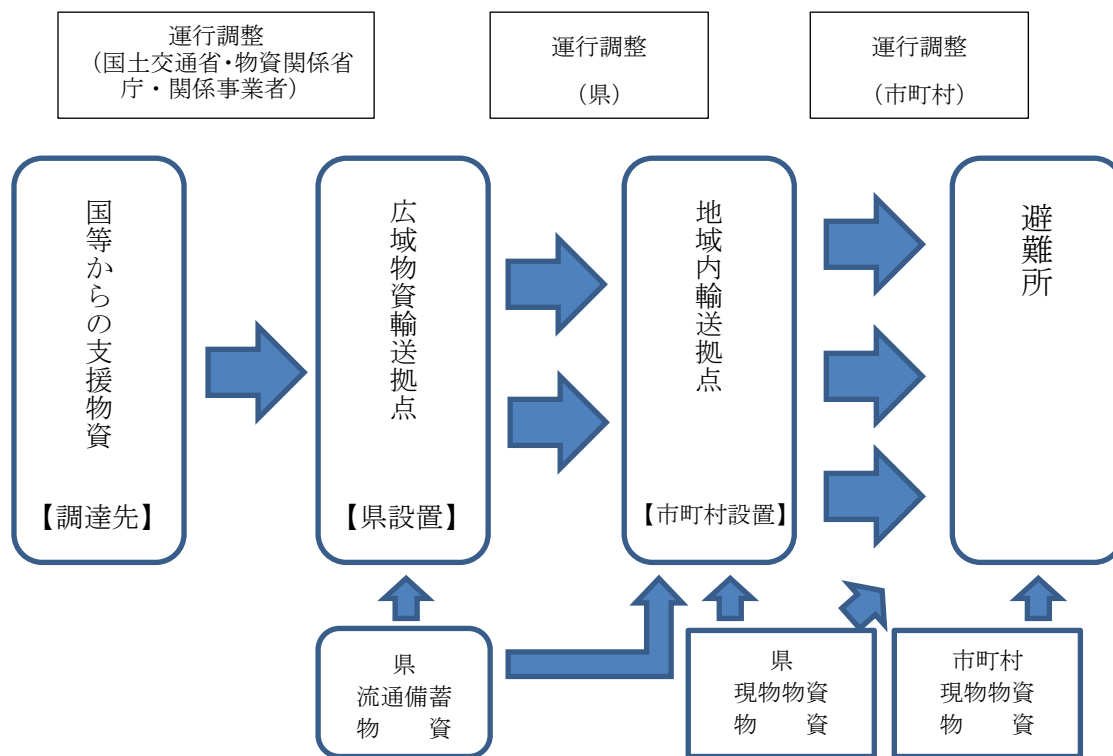
現物備蓄保管場所一覧（宮崎県）

施設名	所在地
日本赤十字社宮崎県支部	宮崎市別府町 3-1
県消防学校	宮崎市大字郡司分 210
延岡総合庁舎	延岡市愛宕町 2-15
小林総合庁舎	小林市細野 367-2
都城総合庁舎	都城市北原町 24-21
西臼杵支庁舎	西臼杵郡高千穂町大字三田井 22
小林市八幡原市民総合センター	小林市堤 108-1

備蓄物資の所管は、危機管理課防災計画担当である。(参考：宮崎県備蓄基本指針)

(2) 広域物資輸送拠点

発災後、国の具体的計画が発動するなど、県外からの支援物資の受入れが想定される場合は、広域物資輸送拠点が開設される。



引用：大規模災害時における支援物資「受援」マニュアル，宮崎県（H30.3）

広域物資輸送拠点には、国や他県からの応援物資が集まる。この広域物資輸送拠点から、市町村の地域内輸送拠点、避難所へと物資が流通する。

発災後4～7日目の物資については、支援の要請を行わなくても国から支援物資8品目（食料、毛布、粉ミルク、おむつ、トイレ等）が広域物資輸送拠点に輸送されてくる。（これをプッシュ型支援物資という）。

広域物資輸送拠点一覧

施設名	所在地
都城トラック協同組合	都城市上水流町 818-1
高千穂家畜市場	高千穂町大字三田井 883-1
西濃運輸（株）宮崎支店	宮崎市清武町船引字下ノ原 1013-1
宮崎県経済連椎茸流通センター※	日向市大字塩見 11974-1
南郷くろしおドーム※	日南市南郷町西町 1-1

※は、港が復旧した後使用する施設

流通備蓄協定一覧（宮崎県）

小分野	支援対象物資	協定名	締結日	機関名	電話
飲料水	飲料水	災害時における飲料水調達業務に関する協定	H19. 12. 21	コカコーラウエストベンディング株式会社	0985- 56- 2811
飲料水	飲料水	災害時における飲料水調達業務に関する協定	H20. 9. 8	サントリービバレッジサービス株式会社	0985- 36- 2105
食料・飲料水・生活必需品	調達可能な範囲での商品	災害時における物資の調達に関する協定	H20. 11. 11	株式会社ローソン	03- 5435- 1594
食料・飲料水・生活必需品	おにぎり、弁当、パン、飲料水、缶詰、カップラーメン、カップ味噌汁、下着類、タオル、懐中電灯、ちり紙等	災害時における物資等の総合的支援体制に関する協定	H20. 11. 20	株式会社南九州ファミリーマート	099- 263- 8330
食料・飲料水・生活必需品	おにぎり、パン類、カップ麺、レトルト食品、缶詰、粉ミルク、毛布、おむつ、生理用品、ラジオ、卓上コンロ、トイレットペーパー、建設資機材等	災害時における総合的支援に関する協定	H21. 3. 6	宮崎県商工会連合会	0985- 24- 2055
生活必需品	調達可能な範囲での商品	災害時における物資の調達に関する協定	H21. 8. 17	NPO 法人コメリ災害対策センター	025- 371- 4185
食料・飲料水・生活必需品	調達可能な範囲での商品	災害時における物資の調達に関する協定	H28. 9. 12	株式会社コスモス薬品	092- 433- 0660
食料・飲料水・生活必需品	土嚢袋、ヘルメット、長靴、スコップ、チェーンソー、飲料水、即席麺、毛布、タオル、おむつ、携帯トイレ、カセットコンロ、石油ストーブ等	災害時における物資供給に関する協定	H30. 1. 25	株式会社ナフコ	093- 521- 5155

広域物資輸送拠点の所管は、危機管理課南海トラフ巨大地震対策担当である。

（参考：宮崎県支援物資「受援」マニュアル）

本庁行政栄養士は、他都道府県等との災害時食料支援相互協力協定のほか、民間のスーパーマーケット、コンビニエンスストア、食品会社等との災害時における協定締結内容（流通備蓄）を関係課に確認、把握しておく。特に、食事に配慮が必要な対象者用の特殊食品等については、栄養士会等を通じた関連企業等への支援要請も視野に入れて確認しておく。

包括協定一覧（宮崎県）

協定先	災害時における協定内容
株式会社ローソン	生活物資供給
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	帰宅困難者に対する支援
	食料品や日用品の調達
株式会社南九州ファミリーマート	食料品、飲料水、日用品等の調達・運搬
西日本高速道路株式会社	公共土木施設の点検、復旧に必要な技術、緊急資機材等の相互応援協力や災害復旧に必要な高速インフラの利用等
イオン株式会社	物資供給（物資の手配・集約、配送またはベースキャンプ設置）
株式会社宮崎銀行	帰宅困難者に対する水道水やトイレ等の提供
	帰宅困難者に対する地図等による道路情報、ラジオ等により知った通行可能な道路情報の提供
県内信用金庫・信金中央金庫	避難場所の提供（帰宅困難者に対する一時的な滞在スペース、水道水、トイレ等の提供）
	物資等の支援（情報提供、給食・給水支援、トイレ使用等の支援）
大塚製薬株式会社	支援物資の提供
佐川急便株式会社	救援物資の集配・仕分け・保管・輸送等への協力
損害保険ジャパン日本興亜株式会社及び損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社	災害情報等の共有・提供（要請に応じてドローン活用による撮影データ提供）

4 食事提供体制

行政栄養士は、市町村地域防災計画などにおける、炊き出しや弁当などの食事提供体制を確認しておく。炊き出しは、自衛隊が実施する場合やボランティア（各団体、食生活改善推進協議会等）、市町村が主体となつて行う場合等、様々な場面が想定される。

市町村は提供する食事の材料や器具等を調達する必要があるため、災害時の制限された条件下でも、衛生面及び栄養面に配慮して提供できる基本献立を備えておくことが、円滑な提供に繋がる。なお、材料の調達方法等（備蓄、協定企業等）もリストアップしておくといよい。

弁当の場合も、炊き出しと同様に弁当内容の目安としての基本献立等を備え、事業者と事前に確認しておくことも必要である。

災害発生時に栄養・食生活支援に関わる団体や関係者の例

関連項目	関係機関・団体等
食料調達	JA、商工団体、スーパーマーケット、飲食業組合、農政部門
炊き出し	給食センター、給食施設、日本赤十字社、食生活改善推進協議会、婦人会、JA 女性部、商工会女性部、NPO
特殊栄養食品	栄養士会、薬局（ドラッグストアを含む）、特殊食品取扱業者
食の要配慮者	区長、民生委員、福祉担当課、母子担当課、地域包括支援センター

自衛隊による炊き出しの流れ

自衛隊の対応			
都道府県知事が市町村からの派遣要請依頼や自らの判断（緊急性・公共性・非代替性）により派遣を要請する。			
原則として、派遣を受けた市町村の費用負担となるが、災害救助法が適用されると、県が市町村に代わり負担。			
自衛隊は人員及び食事提供の対応、依頼元の自治体は献立・食材・食数の決定・負担を行う。			
★陸上自衛隊と被災者の食事基準比較			
項目	陸自基準	被災者基準	備考
エネルギー(kcal)	3,200	1,800～2,000	盛り付けは、自衛隊の1食の分量の2/3量をイメージするとよい
たんぱく質(g)	100	55	
脂質(g)	90	40～50	揚げ物の提供は控える（1～2回/週）

食塩相当量(g)	13 程度	8～9	活動量による発汗を考慮し基準が高い。 隊員の味見で薄く感じても被災者の舌には濃く感じる（隊員以外の者の味見が必要）。
炊飯器 1 号 炊飯器 2 号	200 食 50 食	300 食 75 食	自衛隊内の算定数より 1.5 倍の食数支援が可能となる。

★陸上自衛隊の対応・役割と自治体の役割

非常食の提供	① 譲与：乾パン、缶詰等 上限 850 円/人・日 ② 貸付：災害救助法適用後、3 ヶ月以内に返還 上限 850 円/人・日
炊き出し支援	① 流れ：派遣要請→派遣→炊き出し支援→撤収要請→撤収 ② 支援の内容 ・ 人員及び炊き出し器材の提供のみ ・ 献立、食材、食数等は自治体が決定し負担 ・ 調理に必要な燃料は自衛隊側が負担
自衛隊の役割	① 支援場所、規模の確認 ② 情報収集、支援準備 ③ 部隊移動、現地調整、炊事所の開設 ④ 被災者ニーズに即した支援（食形態等） ⑤ 情報収集、情報提供、食材受入、調理と配食、ボランティアと連携
自治体の役割	① 避難者の状況把握（場所、支援人員等） ② 献立準備、献立変更等 ③ 食料調達、配分等 ④ 救援物資、ボランティアの調整等

○自衛隊との連携ポイント

- ・被災自治体は食材を確保し、食数を把握し予定献立を作成するが、被災自治体栄養士だけでは献立作成が難しいので、派遣者が応援栄養士等と協力して作成することが望ましい。
- ・事前に、避難所毎の喫食者を把握しておき、献立作成・食材発注をまとめる。救済物資担当（食料確保担当）との調整は被災自治体栄養士を通じて実施し、発注は一本化する。
- ・自衛隊の炊き出しには、飯だけの場合と全献立の場合があるので、提供可能な給食内容を部隊に確認する。
- ・自衛隊では、給食提供している避難所に対して、随時隊員によるアンケート調査を実施しており、飯の硬さ、味付け、量等、被災者のニーズに応じた給食を提供

している。

また、派遣栄養士が給食内容を確認し、献立の改善を求めたほうがよいと判断した場合には、被災自治体栄養士と協議の上、自衛隊の給食班長と調整を行うことも必要である。

- ・過去の被災地では、自衛隊員だけの給食が難しいため、地域の食生活改善推進員の応援を得て円滑に実施した例もあるので、応援人員の確保にも留意する。

地域保健従事者の派遣支援ガイドライン～管理栄養士の機能分担能力を発揮するために～（H25.3 日本公衆衛生協会）より引用・改編

5 要配慮者の把握方法

要配慮者名簿の作成は市町村の義務となっている（H25 災害対策基本法改正）。なお、県は市町村からの求めに対し、難病患者等の情報提供を行う必要がある。

（1）避難所での把握

避難者名簿より、アレルギーや摂食嚥下障害等、直ちに対応することが必要な避難者を把握するため、避難者名簿に記載事項欄を設ける等、防災担当課等と検討する。

6 自助・共助の向上に向けた取組

（1）家庭内備蓄の推進

災害に備え、1人当たり最低3日分の食料品・飲料水・日用品等の確保について、住民へ普及啓発を行う（宮崎県備蓄基本指針）。特に、食の要配慮者に必要な食品は、災害時に手に入りにくいいため、住民自ら意識して備蓄しておくとともに、備蓄食品の調理や試食を行い、家族に合ったものを備蓄することが必要である。

（2）家庭内食料の活用推進

普段から少し多めに食品を買っておき、使用した分を新しく買い足すこと（ローリングストック法）も有効である。

（3）災害時に役立つ食の知識の普及啓発

災害時は、熱源や調理器具が制限された状態となる。パッククッキング等、限られた熱源や調理器具で行う調理法の普及啓発も重要である。

（4）住民の防災意識の向上

自治会等の関係団体と連携して、地域住民への防災意識向上の普及啓発を推進する。防災意識の向上のため、食生活改善推進員や栄養士会等の関係団体と連携し、自助・共助の推進に努める。

【第3章】食支援活動における派遣管理栄養士等の要請と受入れ（受援）

災害時の食支援活動の主体は、市町村行政栄養士が担当である。

災害の規模により、食支援活動を行う人員が不足する場合、県内外の自治体管理栄養士や栄養士会の管理栄養士等の支援を受ける。

派遣管理栄養士等と協働で、被災地での円滑な食支援活動を行うことができるよう、以下にその流れと活動内容を示す。

1 派遣要請の流れ

県内で対応しうる災害の場合、近隣保健所長の判断により、近隣保健所行政栄養士による業務支援を行う。県内外の被災地への派遣管理栄養士等については、従来からの部内体制※で行う。

※「福祉保健部における災害時の体制について」

～保健活動（健康管理等）及び保健師等の支援体制を主として～

（平成19年1月4日 240-1430 福祉保健課長）

以上、宮崎県災害時保健師活動マニュアル（H28.2）51頁 改編

被害が広範囲に及び、県内の応援のみでは対応が困難な場合、本庁行政栄養士は、関係課と協議の上、派遣の規模、機関等を含む派遣計画を策定し、県外へ派遣要請する。大規模災害で隣接県も被害を受けているようであれば、その派遣要請エリアを近県ブロックエリアへ拡大する。（参考：九州・山口9県災害時応援協定に基づく派遣）

近県ブロックエリアだけでは対応困難と判断した時点で、本庁行政栄養士は速やかに全国（広域）に移行して、厚生労働省へ派遣要請する。

2 支援者側へ依頼する活動内容と役割分担

他自治体管理栄養士等が派遣されてきた場合を想定し、活動内容と役割分担を決めておくと、円滑な食支援活動に繋がる。

役割分担例

被災自治体 行政栄養士	派遣自治体 行政栄養士
・市町村内関係課との情報共有 ・地域や避難所の被災状況把握 ・食支援活動計画の作成・見直し ・自衛隊や炊き出し実施者と連携した食事提供 ・特殊栄養食品等の確保 ・要配慮者の個別栄養相談 ・栄養・食生活に関する指導・普及啓発	・避難所における食事提供状況の確認 ・要配慮者の把握と相談対応 ・特殊栄養食品の配布 ・栄養・食生活に関する指導・普及啓発 ・避難所で提供される弁当の献立作成 ・普及啓発資料の作成と配布 ・避難所の食事提供状況アセスメント ・衛生面での助言・普及啓発

3 活動の実際・ルール（様式の使用法等）

活動内容、使用する各種様式及び使用方法を示す（様式・資料編）。

共通様式の使用により全体把握や共通認識が図られ、情報の収集や分析、課題の抽出が容易となる。行政栄養士は、派遣管理栄養士等へ様式を提供すると共に、使用方法について説明する。なお、定期的に支援者とミーティングを行い、様式の記入方法や内容について協議を行うことが重要である。

行政栄養士は、支援者の活動を定期的にとりまとめ、派遣期間や支援内容について臨機応変に対応する。フェーズ3以降は、派遣終了を見据えた引継ぎについても視野に入れて、活動内容を調整していく。

資料については、スタッフ、避難者、その他（業者等）の対象ごとに、それぞれ揭示用と配布用がある。市町村行政栄養士は平常時に、各市町村の状況に応じ準備しておく。

なお、様式・資料は、保健師等や関係課と情報共有を図り、使用方法を周知しておく。様式的使用方法について、以下（1）～（11）に示す。

（1）避難所食事状況調査（様式1-①）

フェーズ0の災害発生直後、行政栄養士が避難所を巡回することが困難な場合、保健師等他職種が各避難所における食環境状況を最低限把握し、行政栄養士へ情報提供するための様式。記入者は行政栄養士へ提出する。行政栄養士は、この情報を基に食支援活動計画を作成する。

（2）避難所の食事の状況の確認（様式1-②）

行政栄養士及び派遣管理栄養士等による食支援活動が開始されたら、避難所ごとに記載する。毎日の記載が望ましいが、把握困難な項目については空欄でよい。

（3）避難所の食に関する基本情報（様式2）

行政栄養士及び派遣管理栄養士等が、様式1-②で調査した被災地域内の複数避難所における食に関する情報を、1枚にまとめた様式。

各避難所における食環境の特徴を比較・検討する。

（4）避難所における食料の提供状況の確認（様式3）

避難所担当職員等により、避難所毎に記載する。食事状況の経過を把握するための様式。各食事区分の担当者が記入する。

（5）特別食アセスメントシート（様式4）

行政栄養士及び派遣管理栄養士等が避難所毎に記載する。特別食を必要とする対象者から聞き取りを行い、対応を把握するために使用する。

(6) 栄養相談記録（様式5）

行政栄養士及び派遣管理栄養士等が、個別栄養相談を行う際に用いるフェイスシート。対象者毎に作成・記録する。裏面に経過を記録する。

(7) 栄養・食生活要配慮者名簿（様式6）

行政栄養士及び派遣管理栄養士等が避難所毎に記載する。特殊栄養食品を配布している対象者や、様式5による継続指導を行っている対象者等を一覧にまとめる。

(8) 栄養・食支援活動の日報（様式7－①，②）

被災市町村（地域）における、行政栄養士及び派遣管理栄養士等の活動状況を把握する様式。被災市町村（地域）毎に1日1枚記載する（支援者の配置数により異なる）。

(9) 栄養・食支援活動一覧表（様式8）

被災保健所管内における食支援活動状況をまとめた様式。行政栄養士及び派遣管理栄養士等が記入し、被災保健所から本庁へ報告する。

(10) 管内市町村栄養・食生活支援活動確認及び検討票（様式9）

市町村行政栄養士及び保健所行政栄養士が連携して、被災市町村における食支援活動の現状・課題、対応方針等を検討する様式（食支援活動計画）。被災市町村毎に作成する。刻々と変化する被災状況に応じて随時見直し、作成する。被災保健所から本庁へ報告する。

(11) 給食施設状況調査（給食施設用・保健所用・県用）（様式10～12）

被災後、給食施設は必要に応じて管轄保健所へ様式10をファクシミリ等により提出し、自施設の被災状況、人員や食料調達、給食稼働状況等について情報提供を行う（様式10）。保健所行政栄養士は、様式10から得られた情報やEMIS、他課、被災市町村等からの情報により、管内給食施設の被災状況を取りまとめる（様式11）。保健所行政栄養士は、様式11を用いて支援要請等の対応策について整理し（給食施設支援計画）、本庁へ提出する（様式12）。

4 派遣受入れの終了

終了時期は、被災住民の生活の安定化への見通しが立ち、通常業務が再開するなどの時期を目安とする。

熊本地震を例にとると、ほとんどの行政栄養士が保健師チームに組み込まれる形で派遣されたため、保健師派遣が終了することに伴い、想定より早く行政栄養士の派遣が終了したところもあった。そのため、フェーズの経過に沿った活動内容や必要人員の変化等を踏まえるとともに、JDA・DAT、保健師派遣の状況も見ながら、総合的に判断する必

要がある。

5 栄養士会災害支援チームの役割

JDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）及びMDA-DAT（宮崎県栄養士会災害支援チーム）は、災害時の栄養・食生活支援活動を担うために育成された管理栄養士・栄養士で、行政栄養士は、その活動や仕組みを平常時から理解し、災害に備えておくことが重要である。

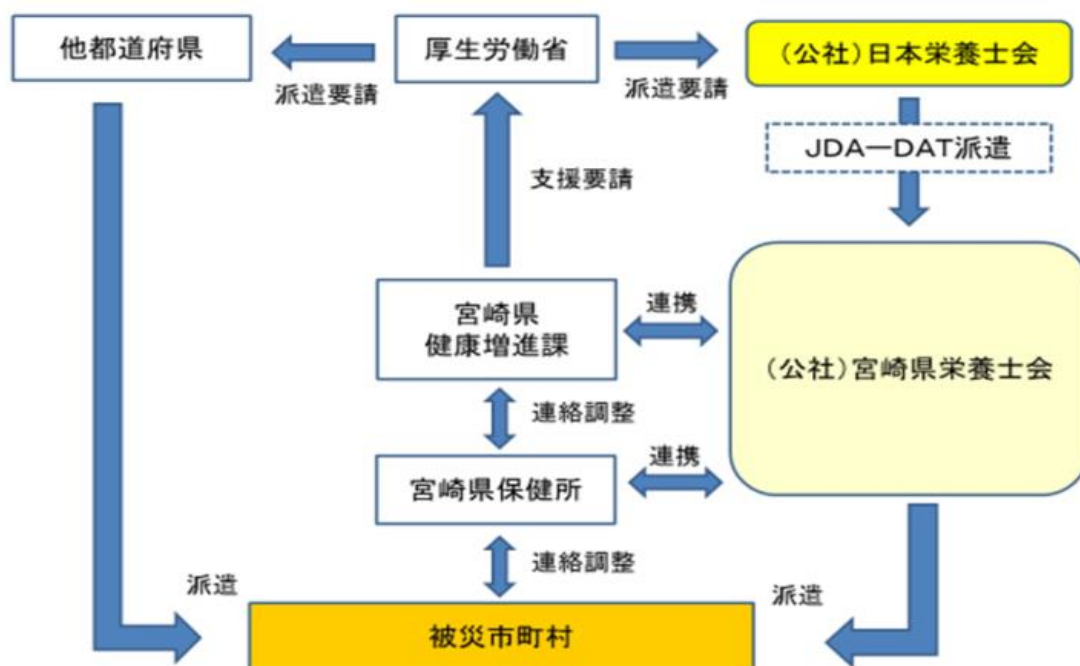
JDA-DAT は、災害時に日本栄養士会長が必要と判断した時や、国、都道府県、都道府県栄養士会等から要請があった場合に出動することとされている。JDA-DAT の出動が決定された場合は、日本栄養士会から JDA-DAT が所属している各都道府県栄養士会に出動要請が行われ、派遣可能な都道府県栄養士会から被災地への出動が開始される。被災地に入った JDA-DAT は、リーダーとスタッフ、被災地の管理栄養士又は栄養士の4名程度でチームを編成し、被災自治体の指示を仰ぎながら活動を進めることになる。

JDA-DAT は、発災後72時間以内の初動活動を中心に、後発支援につなぐための活動を行うとされており、被災地内の医療・福祉・行政栄養部門と連携し、避難所等の情報収集、持参した食品による栄養補給等の支援活動、特殊栄養食品等の確保などを行う。

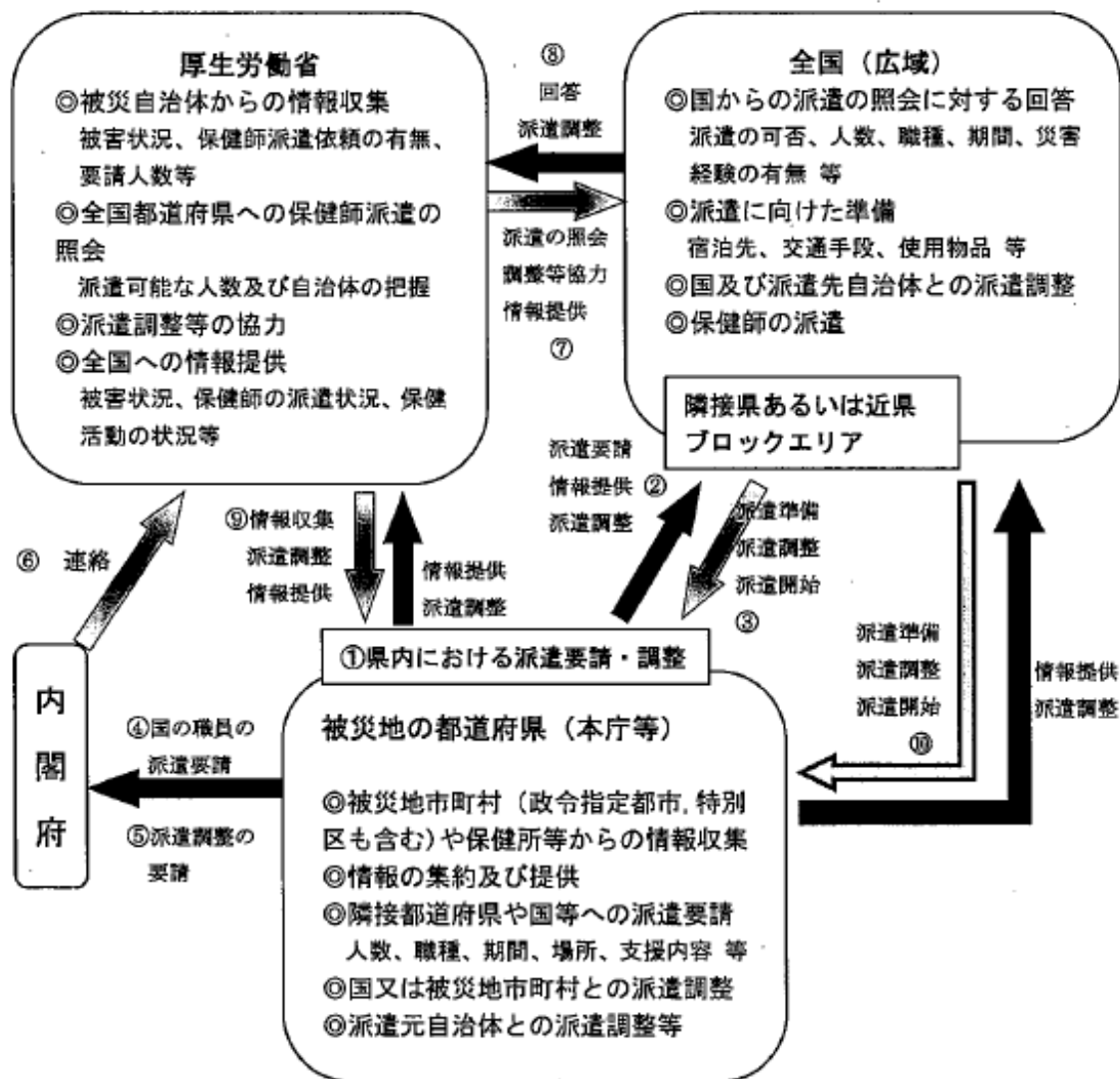
〈JDA-DAT に依頼する主な活動内容例〉

- ・避難所における食事提供状況の確認
- ・特殊栄養食品の運搬・配布
- ・特殊栄養食品等の物資の在庫管理と整理
- ・食の要配慮者の個別栄養相談

〈派遣要請の流れ〉



参考 派遣要請から派遣開始までの手続きの流れ（大規模災害の場合）



引用：平成25年大規模災害における保健師の活動マニュアル、日本公衆衛生協会、全国保健師長会

※熊本県災害時栄養管理ガイドライン（H30.3）にも掲載

【第4章】支援者の基本的役割

1 支援者の基本的役割

支援者は、被災者の支援活動とともに、被災地職員を支援する役割を担う。

被災地で活動を行う場合には、自らが被災する中で発災直後から活動を続け、疲弊した状態の被災地職員の負担を考え、派遣される前に基本的な心構えを確認しておく必要がある。

支援者の基本姿勢や食支援活動に必要な携帯品は以下のとおりである。支援者自身の健康管理やこころのケア対策も非常に重要である。

基本姿勢

- 派遣先の管理栄養士等職員自身も被災していることを念頭におき、被災地の住民への支援活動と現地職員を支援する役割を認識して行動する。
- 被災地の職員に余分な負担をかけることがないように、筆記用具から報告書作成に至るまで、支援活動に必要な物品を持参するとともに、引継ぎなどについても自己完結を図る。
- 混乱の中で被災地職員が、具体的な指示を出すのは困難なことも想定されるため、割り当てられた業務のみではなく、栄養・食生活支援について、派遣管理栄養士が自ら考え、現地の了解を得た上で主体的に活動していく必要がある。
- 被災地は、勉強の場ではない。

支援活動の留意点

- 自分自身の健康管理に注意し、自分の身は自分で守るように心がける。
- 被災者のプライバシーの保護及び秘密の保持に配慮する。研究目的の調査は行わない。
- 避難所等への往復にあたっては、自主的な活動に心がける。
- 支援活動等の状況共有を目的に行われるミーティングには必ず参加できるようにする。
- 栄養・食生活支援をした結果や栄養に関する問題がある被災者の状況等は、活動記録に必ず記入し、現地で担当する保健所管理栄養士等に提出し、情報をつなげる。
- 避難所支援をする場合
 - ・各避難所のリーダー（責任者）に必ず挨拶をし、支援目的を明確に伝えて、まずは代表者等に食生活状況を聞く。
 - ・リーダー（責任者）に無断で炊き出しを行ったり、従事者や被災者に対しての質問や栄養指導を行ったりしない。
 - ・最後に、リーダーに対し、支援内容を簡単に説明し、「連絡票」の提示をする。

支援活動の実際

○ 活動開始

被災者に負担をかけないよう、共感的に、状況をよく見て思いやりのある態度で対応する。
最初の挨拶は重要であるので自己紹介をして役割を述べる。

○ 安心感

説明は、わかりやすく十分に、ゆっくり話す。

○ 使用しない言葉

以下の言葉は、心の傷を深め不安感を増すことになりかねないので注意する。

- ・お気持ちはわかります。
- ・きっと、これが最善だったのです。
- ・彼は楽になったんですよ。
- ・これが彼女の寿命だったのでしょうか。
- ・頑張ってこれを乗り越えないといけません。
- ・できるだけことはやったのです。

○ 互いの人権を認める言動を

避難所や親戚等に身を寄せている被災者、そこで支援活動をしている市町村職員やボランティアは毎日の緊張の中で精一杯の行動を繰り返しているので、現場の状況を見て批判するような発言、命令するような高飛車な発言は絶対しない。

○ 支援者のケア

支援活動中は心身ともにストレスがかかるというリスクが生じるため、十分なセルフケアが必要だが、一人だけで対応しないよう、仲間に伝えるようにする。

引用：地域保健従事者の派遣支援活動ガイドライン～管理栄養士の機能分担能力を発揮するために～（H25.3）

〈活動時の服装〉

- ☐ 自治体の防災服、所属及び職名が記されたベストや腕章等
- ☐ 本人の名札(身分証明書)
- ☐ 靴は底の厚いもの、災害状況によっては安全靴(長靴)
- ☐ 防寒服(特に冬季は保温に留意)
- ☐ フード付き合羽(雨天時)
- ☐ 必要に応じてヘルメットや軍手

〈携帯品〉

- ☐ リュックサック(両手が使え、動作がしやすい)
- ☐ ウェストポーチ(貴重品など)

〈栄養・食生活支援に必要な物品〉

- ☐ 各種資料(離乳食、食物アレルギー、糖尿病・高血圧・腎臓病等、嚥下困難、褥瘡等)
- ☐ 食品成分表、食品80kcal ガイドブック等
- ☐ 電卓
- ☐ キッチンスケール
- ☐ デジタル塩分測定器
- ☐ エプロン、三角巾、マスク
- ☐ 記録用紙
- ☐ ガイドライン(健康危機管理時の栄養・食生活支援ガイドライン、派遣支援等ガイドライン
:(財)日本公衆衛生協会発行 等)

〈管理栄養士専用で必要とするもの〉

- ☐ パソコン(無線 LAN 付き、栄養計算ソフト入り)
- ☐ 派遣管理栄養士が継続携帯できる電話(管理栄養士共通番号)
- ☐ 活動車両(専用に使用できることが望ましい)

〈地域保健従事者チーム共用活動用品〉

- ☐ 事務用品:マジック、ポスター用紙、印刷用紙、付箋、セロテープ、ガムテープ、
ホッチキス、はさみ、ダブルクリップ、ボールペン、ファイル、バインダー
- ☐ IT 機器など:プリンター、デジタルカメラ、USB フラッシュメモリー等の記憶装置、
パソコン(無線 LAN 付き)、延長コード、携帯ラジオ、乾電池、携帯電話充電器
- ☐ その他:地図、マスク、ビニール袋、ごみ袋、ウェットティッシュ、タオル、
消毒用アルコール、懐中電灯

〈個人物品〉

- ☐ 健康保険証、常備薬
- ☐ 宿泊セット、着替え、寝袋、カイロ(冬季)、上履き、マスク
- ☐ 水筒(水)、非常食、携帯食

引用：地域保健従事者の派遣支援活動ガイドライン～管理栄養士の機能分担能力を発揮するために～（H25.3）

【第5章】主な栄養補助食品一覧

被災地での食事は、おにぎりやパンなどの炭水化物を中心とした食事が中心となり、長期化すると、たんぱく質やビタミン、ミネラル、食物繊維等の栄養素の不足が心配される。

普段の食事が摂れるようになるまで、特殊栄養食品や、栄養素が強化された一般食品等を適宜選択して補うことが望ましい。主な食品については以下のとおり。

1 特殊栄養食品

(1) 飲料タイプ

			エネルギー・蛋白質補給						
製 品 名			プロキアZ	エブリッチ	メイバランスミニ	メデイミル プチロイシン プラス	アイソカル サポート	アルジネード ウォーター	
容 量		ml	125	125	125	100	200	125	
熱 量		kcal	200	200	200	200	300	100	
蛋 白		g	10.0	8.2	7.5	8.0	11.4	2.5	
脂 質		g	4.4	5.3	5.6	10.3	13.8	0.0	
炭水化物	糖 質	g	29.8	29.5	29.3	18.5	30.6	22.5	
	食物繊維	g	0.3	3.2	2.5	1.9	4.4	－	
水 分		g	95.9	93.5	93.7	70.0	153.0	107.0	
ミネラル	Na		mg	250	163	110	110	270	0
	食塩相当量		g	0.60	0.40	0.28	0.28	0.69	－
	K		mg	10	6	120	127	240	－
	Ca		mg	12	8	120	81	225	－
	Mg		mg	4	1	40	21	96	－
	P		mg	94	80	140	48	240	225
	Fe		mg	7.1	0.2	1.5	2.0	3.0	－
	Zn		mg	7.1	4.1	2.0	3.0	3.9	10.0
	Cu		mg	0.08	0.30	0.10	0.13	0.30	1.00
ビタミン	脂溶性	ビタミンA	μ gRE	Tr	0	120	130	240	－
		ビタミンD	μ g	Tr	0.0	1.0	20.0	2.1	－
		ビタミンE	mg	0.4	0.3	6.0	1.3	2.7	－
		ビタミンK	μ g	4.0	0.0	4.2	30.0	20.0	－
	水溶性	ビタミンB1	mg	Tr	0.00	0.30	0.45	0.60	－
		ビタミンB2	mg	0.03	0.04	0.40	0.50	0.70	－
		ナイアシン	mg	2.3	1.6	4.9	5.0	9.0	－
		ビタミンB6	mg	Tr	0.01	0.60	0.60	0.76	－
		ビタミンB12	μ g	0.15	0.1	1.2	－	0.9	－
		葉酸	μ g	6	1	60	48	75	－
		ビタミンC	mg	301	0	32	40	60	－
		製造業者		日清オイオ グループ	(株)フートケア	(株)明治	ネスレ日本(株)	ネスレ日本(株)	ネスレ日本(株)
価 格		円	168	140	216	186	250	160	
味			◎いちご ・バナナ ・キャラメル ・みかん ・あずき	◎イチゴオレ ◎バナナオレ ◎コーヒー ◎ピーチオレ ◎メロンオレ ・抹茶オレ	◎ストロベリー ・ヨーグルト ・コーヒー ・キャラメル ・バナナ ・コーンスープ	◎バナナ ミルク ◎コーヒー 牛乳 ◎いち ごミルク	スポーツ ドリンク		

(2) ゼリータイプ

			エネルギー補給				
製 品 名			カロリー メイト ゼリー	ウイダーin ゼリー エネルギー	メイバランス ソフトゼリー 200	プロキユア プッチプリン	
容 量		ml	215	180	125	40	
熱 量		kcal	200	180	200	83	
蛋 白		g	8.2	0.0	7.5	5.0	
脂 質		g	4.4	0.0	5.6	5.0	
炭水化物		糖 質	g	31.2	45.0	29.0	4.4
		食物繊維	g	2.0	－	2.0	－
水 分		g	－	－	94.8	25.3	
ミネラル	Na		mg	－	43	80	32
	食塩相当量		g	0.08	0.11	0.20	0.08
	K		mg	－	－	80	52
	Ca		mg	200	－	80	25
	Mg		mg	50	－	40	－
	P		mg	175	－	120	28
	Fe		mg	－	－	2.0	7.0
	Zn		mg	－	－	2.0	7.0
	Cu		mg	－	－	0.10	－
ビタミン	脂溶性	ビタミンA	μ gRE	385	45	120	－
		ビタミンD	μ g	2.8	0.4	1.2	－
		ビタミンE	mg	3.2	0.7	7.0	－
		ビタミンK	μ g	－	－	10.0	－
	水溶性	ビタミンB1	mg	0.60	0.09	0.30	－
		ビタミンB2	mg	0.70	0.11	0.40	－
		ナイアシン	mg	6.5	1.0	5.5	－
		ビタミンB6	mg	0.70	0.10	0.60	－
		ビタミンB12	μ g	1.2	0.2	1.2	－
		葉酸	μ g	120	20	100	－
		ビタミンC	mg	－	80	32	－
製造業者			大塚製薬	森永製菓	(株)明治	日清オイリオグループ [®]	
価 格		円	162	216	173	151	
味			アップル	マスカット	◎はちみつヨーグルト味 ◎バナナ味 ◎ブドウ味	◎キャラメル・バナナ・あずき	

			微量元素強化						
製 品 名			ウイダーin ゼリー マルチミネラル	ブイクレス ゼリー	ブイクレス ハイプチ	ブイクレス CP10 ゼリー	テルミール ゼリー	フロッカ ゼリー	
容 量		ml	180	75	23	80	74	77	
熱 量		kcal	90	57	80	110	100	80	
蛋 白		g	0.0	1.0	0.0	12.0	4.0	6.2	
脂 質		g	0.0	0.0	6.0	0.0	1.7	0.0	
炭水化物	糖 質	g	23.0	12.9	6.5	15.5	17.2	13.8	
	食物繊維	g	－	0.6	－	－	－	－	
水 分		g	－	61.0	10.0	53.0	50.0	57.7	
ミネラル	Na		mg	7	22	4	38	180	43
	食塩相当量		g	0.02	0.06	0.01	0.10	0.46	0.10
	K		mg	－	60	3	13	100	11
	Ca		mg	233	41	25	75	90	200
	Mg		mg	35	3	－	1	20	－
	P		mg	－	18	1	7	90	－
	Fe		mg	2.5	3.5	1.0	5.0	1.7	－
	Zn		mg	2.3	8.4	4.0	12.0	2.4	5.0
	Cu		mg	0.20	0.00	－	－	0.20	－
ビタミン	脂溶性	ビタミンA	μ gRE	－	383	100	275	142	－
		ビタミンD	μ g	－	3.9	1.8	5.5	0.9	－
		ビタミンE	mg	－	14.0	7.0	20.0	1.5	－
		ビタミンK	μ g	－	－	－	－	12.5	－
	水溶性	ビタミンB1	mg	－	2.10	1.00	3.00	0.42	－
		ビタミンB2	mg	－	2.10	1.00	3.00	0.33	－
		ナイアシン	mg	－	10.5	5.0	15.0	3.5	－
		ビタミンB6	mg	－	3.50	1.70	5.00	0.50	－
		ビタミンB12	μ g	－	7.0	3.3	10.0	1.5	－
		葉酸	μ g	－	560	184	550	50	－
		ビタミンC	mg	－	350	167	550	50	60
		製造業者			森永製菓	ニュトリ(株)	ニュトリ(株)	ニュトリ(株)	テルモ
価 格		円	216	135	70	194	200	118	
味			グレープ	◎キャロット ・マンゴー ・リンゴ	◎ミックス フルーツ ・キウイ	ミックス フルーツ	◎コーヒー ◎バナナ ◎麦茶 ・コーンスープ	◎オレンジ ◎ピーチ ◎青リンゴ ◎グレープ ◎いちご ◎ゆず ◎甘酒 ・コーヒー	

2 栄養補助食品

製 品 名			カロリー メイト	SOYJOY	ウイダーin バー	1本満足 バー	バランス パワー	クリーム玄 米 ブラン	バランスオン miniケーキ	
容 量		g	80(4本)	30(1本)	37(1本)	37(1本)	40.4(4本)	36(1袋)	23(1個)	
熱 量		kcal	400	134	194	195	200	176	100	
蛋 白		g	8.0	4.0	10.5	2.9	2.7	2.3	1.1	
脂 質		g	21.9	7.0	10.5	11.0	11.1	9.3	4.5	
炭水化物	糖 質	g	41.7	11.3	14.0	20.0	20.5	19.0	13.2	
	食物繊維	g	2.0	3.9	0.8	2.3	3.4	3.4	1.1	
水分		g	－	－	－	－	－	－	－	
ミネラル	Na		mg	280	－	－	－	－	－	
	食塩相当量		g	0.70	0.07	0.30	0.20	0.52	0.22	
	K		mg	110	252	－	－	－	－	
	Ca		mg	220	－	－	460	227	227	
	Mg		mg	50	－	－	－	42	107	
	P		mg	80	76	－	－	－	－	
	Fe		mg	2.5	－	－	－	4.6	2.3	
	Zn		mg	－	－	－	－	－	－	
	Cu		mg	－	－	－	－	－	－	
ビタミン	脂溶性	ビタミンA	μ gRE	225	－	－	－	520	125	257
		ビタミンD	μ g	2.5	－	－	－	－	1.3	1.9
		ビタミンE	mg	4.0	－	－	3.4	－	1.7	－
		ビタミンK	μ g	－	－	－	－	－	－	－
	水溶性	ビタミンB1	mg	0.50	－	0.29	0.48	0.80	0.29	0.40
		ビタミンB2	mg	0.60	－	0.55	0.65	0.94	0.32	0.47
		ナイアシン	mg	5.5	－	8.2	－	8.8	3.2	4.4
		ビタミンB6	mg	0.50	－	0.58	0.56	0.88	0.29	0.44
		ビタミンB12	μ g	1.00	－	0.80	0.57	1.60	0.73	0.80
		葉酸	μ g	100	－	83	－	160	50	80
		ビタミンC	mg	40	－	－	－	－	－	－
製造業者		大塚製薬	大塚製薬	森永製菓	アサヒグループ食品	ハマダコンフェクト	アサヒグループ食品	グリコ		
価 格		円	180	115	150	130	270	150	54	
味		◎プレーン ・チョコ ・チーズ	◎ブルーベリー ・イチゴ ・アーモンドチョコ ・ホワイトマカダミア	◎バニラ ・グラノーラココア ・ナッツ ・バイクチョコ	◎ミルクチョコ ・ブラックチョコ ・ホワイトチョコ	◎北海道バター ・ココア ・アーモンドカカオ ・ブルーベリー	◎ブルーベリー ・クリームチーズ ・カカオ	◎チーズケーキ ・チョコブラウニー		
アレルギー		卵乳 小麦 (大豆)	卵乳 (大豆)	乳	乳 小麦 (大豆)	卵乳 小麦 (大豆)	卵、乳、小麦 (大豆、米アーモンド)	－		

3 一般食品

製 品 名			ヨーグルト (ソフル)	牛乳	1日分 の野菜	超濃縮 野菜1日 これ1本	1日分の ビタミン	
容 量		g	100	200	200	125	180	
熱 量		kcal	92	134	71	70	105	
蛋 白		g	3.9	6.6	2.1	1.8	0.0	
脂 質		g	2.0	7.6	0.0	0.0	0.0	
炭水化物	糖 質	g	14.6	4.8	14.1	14.8	26.0	
	食物繊維	g	0.0	－	2.1	1.6	－	
水分		g	－	175	－	－	－	
ミネラル	Na		mg	46	41	16	72	－
	食塩相当量		g	0.10	0.10	0.04	0.10	0.33
	K		mg	150	150	655	650	102
	Ca		mg	130	110	135	34	－
	Mg		mg	22	10	45	27	－
	P		mg	100	93	－	－	2
	Fe		mg	0.1	0.0	0.2	0.1	－
	Zn		mg	0.4	0.4	0.1	0.4	－
	Cu		mg	0.01	0.01	－	－	－
ビタミン	脂溶性	ビタミンA	μ gRE	－	38	490	－	770
		ビタミンD	μ g	－	0.3	－	－	5.5
		ビタミンE	mg	－	0.1	1.1	3.3	6.3
		ビタミンK	μ g	－	2.0	3.0	13.0	150.0
	水溶性	ビタミンB1	mg	0.03	0.04	－	－	1.20
		ビタミンB2	mg	0.15	0.15	－	－	1.40
		ナイアシン	mg	0.1	0.1	－	－	13.0
		ビタミンB6	mg	0.02	0.03	－	－	1.30
		ビタミンB12	μ g	0.30	0.30	－	－	2.4
		葉酸	μ g	3	5	10	11	240
ビタミンC		mg	0	1	60	－	100	
					伊藤園	カゴメ	ハウス	
価 格		円	100	104	108		205	
味			◎プレーン ・ストロベリー		野菜	野菜	レモン	
アレルギー			乳 (ゼラチン)					